

答申第158号
令和2年7月30日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、令和2年7月15日付け佐市環政第216号により諮問がありました「東よか干潟ビジターセンターへの防犯カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。